

様式第1号別紙1

地方就職支援金の交付申請等に関する誓約・同意事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び日立市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、茨城県地方就職学生支援事業における日立市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に日立市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に日立市に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす就職先を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額
 - (5) 日立市への転入日から3年未満で日立市から転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で日立市から転出した場合）：全額
 - (6) 日立市への転入日から3年以上5年以内に日立市から転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に日立市から転出した場合）：半額
- 3 茨城県地方就職学生支援事業における日立市地方就職支援金交付要綱に基づく対象者要件確認のため、私は以下のこととに同意します。
 - (1) 市の職員が私の市税納付状況を閲覧及び確認すること。
 - (2) 市の職員が私の住民登録状況を閲覧及び確認すること。
 - (3) 必要に応じ、市の職員が事業所等に確認すること。